

公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団外国語情報紙に関する広告掲載基準

(趣 旨)

第1条 公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団（以下「財団」という。）の外国語情報紙（以下「情報紙」という。）に掲載する広告についての基準を定めるもの。

(広告掲載の承認)

第2条 財団の情報紙に広告の掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）は、その広告の内容について、あらかじめ財団理事長（以下「理事長」という。）宛の申込書を提出し、その承認を受けるものとする。

(掲載の承認をしない広告)

第3条 理事長は、次の各号にあたる広告については、承認をしない。

- (1) 各種法令等に違反するまたはその恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反するものまたはその恐れがあるもの
- (3) 人権侵害となるものまたはその恐れがあるもの
- (4) 政治的・宗教的なもの
- (5) 特定の主義主張をするもの
- (6) 内容が不明確、虚偽である、または誤解を招く恐れがあるもの
- (7) 福岡都市圏に事業所を構えていない申込者によるもの
- (8) その他、掲載が不相当と理事長が認めるもの

(その他)

第4条 この基準の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(試行期日)

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。